

2024年2月20日

吸収分割に係る事前開示事項（変更）

東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号
GMO フィナンシャルホールディングス株式会社
代表執行役社長 石村 富隆

当社は、当社（以下「GMO-FH」といいます。）の完全子会社である GMO コイン株式会社（以下「GMO コイン」といいます。）との間で、2024年1月23日付で吸収分割契約を締結し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条の規定に従い、「吸収合併に係る事前開示事項」（以下「原事前開示事項」といいます。）を備え置いておりますところ、GMO-FH及びGMO コインにおいて、2024年2月20日開催の各々の取締役会で各々の2023年12月期に係る計算書類が承認されたことに伴い、各々の最終事業年度が更新されましたので、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条第8号の規定に基づき、原事前開示事項第3項第3号、第4項の記載及び別紙2「吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」を下記のとおり変更致します。

記

3. 吸収分割会社についての事項

- (3) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容該当事項はございません。

4. 吸収分割承継会社について、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容該当事項はございません。

以上

GMO コイン株式会社

第8期

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	236,656	流動負債	226,675
現金及び預金	12,370	預り金	7,002
預託金	41,106	預り暗号資産	157,146
預け金	1,880	借入暗号資産	11,667
自己保有暗号資産	15,266	受入保証金	35,259
貸付暗号資産	16	デリバティブ取引	2,008
利用者暗号資産	157,146	約定見返勘定	637
差入保証金	3,820	短期借入金	5,000
差入保証暗号資産	600	一年内返済予定の	6,000
デリバティブ取引	3,879	長期借入金	
未収入金	430	未払金	765
その他	138	未払費用	1,139
貸倒引当金	△ 1	未払法人税等	23
		その他	24
固定資産	697	負債合計	226,675
有形固定資産	21	純資産の部	
器具備品	21	株主資本	10,678
無形固定資産	562	資本金	1,100
ソフトウェア	455	資本剰余金	5,121
ソフトウェア仮勘定	107	資本準備金	2,658
投資その他の資産	113	その他資本剰余金	2,463
繰延税金資産	109	利益剰余金	4,456
その他	7	その他利益剰余金	4,456
貸倒引当金	△ 3	繰越利益剰余金	4,456
		純資産合計	10,678
資産合計	237,354	負債・純資産合計	237,354

損益計算書

(自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		3,544
暗号資産売買等損益	2,291	
外国為替証拠金取引損益	133	
受入手数料	1,068	
その他営業収益	50	
営業費用		
販売費及び一般管理費		3,651
営業損失 (△)		△ 106
営業外収益		34
為替差益	32	
その他	2	
営業外費用		415
支払利息	327	
デリバティブ損失	87	
経常損失 (△)		△ 487
特別損失		7
固定資産除却損	7	
税引前当期純損失 (△)		△ 495
法人税等		△ 103
法人税、住民税及び事業税	△ 85	
法人税等調整額	△ 17	
当期純損失 (△)		△ 392

株主資本等変動計算書

(自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	株主資本 合計	
		資本準備 金	その他 資本剰余 金	資本剰余 金 合計	その他 利益剰余 金 繰越 利益剰余 金		
2023 年 1 月 1 日 残高	1,100	2,658	-	2,658	2,483	6,241	6,241
当期変動額							
合併による増 加			2,463	2,463	2,365	4,828	4,828
当期純損失					△ 392	△ 392	△ 392
当期変動額合計	-	-	2,463	2,463	1,973	4,436	4,436
2023 年 12 月 31 日残高	1,100	2,658	2,463	5,121	4,456	10,678	10,678

個 別 注 記 表

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は「会社計算規則」（平成18年2月7日法務省令第13号）の規定に準拠して作成しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①デリバティブ 時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

器具備品 5年～10年

②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、耐用年数は、次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客（国内居住者に限る）に対し、約款等に基づいて暗号資産の取引所として顧客間の取引の約定成立を履行する義務及び顧客から預かった暗号資産建玉を保管する義務を負っております。当該履行義務はそれぞれ約定日及び営業日が切り替わる時点に充足されることから、約定日及び営業日が切り替わる時点（一時点）で収益を認識し、損益計算書上の受入手数料に計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建資産及び負債は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

②暗号資産取引に係る会計処理

顧客及びカウンターパーティーとの間で行われる暗号資産取引に係る損益（評価損益を含む）は、損益計算書上の暗号資産売買等損益として計上しております。

活発な市場が存在する保有暗号資産は、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表上の自己保有暗号資産に計上するとともに、帳簿価額との差額は損益計算書上の暗号資産売買等損益として計上しております。

預託者から預かっている暗号資産は、貸借対照表上の利用者暗号資産及び預り暗号資産としてそれぞれ資産及び負債に計上し、活発な市場が存在する保有暗号資産と同様の方法により評価を行っており、評価損益は計上しておりません。

暗号資産取引に係る利用者からの預り金は、資金決済法第 63 条の 11 第 1 項の規定に基づき、暗号資産交換業者に関する内閣府令第 26 条に定める方法により分別管理しており、貸借対照表上の預託金に計上しております。

ハードフォークによるスプリット又はエアドロップ等により取得した暗号資産については、当社の暗号資産取引所又は暗号資産販売所、または当社が通常使用する主要なカバー先暗号資産交換業者において、継続的な価格情報が提供される程度に十分な数量及び頻度で取引が行われていると判断した場合に、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表に計上しております。

③暗号資産証拠金取引の会計処理

顧客及びカウンターパーティーとの間で行われる暗号資産証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益を損益計算書上の暗号資産売買等損益として計上しております。

評価損益は、顧客及びカウンターパーティーを相手方とする暗号資産証拠金取引の未決済ポジションの建値と時価の差額を取引明細ごとに算定し、これらを顧客及びカウンターパーティーごとに合算し損益を相殺して算出しており、これと同額を貸借対照表上のデリバティブ取引勘定に計上しております。

顧客から暗号資産証拠金取引の証拠金として預託された金銭は、金融商品取引法第 43 条の 3 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第 143 条第 1 項第 1 号に定める方法により分別管理しており、貸借対照表上の預託金に計上しております。

④外国為替証拠金取引の会計処理

顧客及びカウンターパーティーとの間で行われる外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益、並びに未決済ポジションに係るスワップポイントの授受を損益計算書上の外国為替証拠金取引損益勘定に計上しております。

評価損益は、顧客及びカウンターパーティーを相手方とする外国為替証拠金取引の未決済ポジションの建値と時価の差額を取引明細ごとに算定し、これらを顧客及びカウンターパーティーごとに合算し損益を相殺して算出しており、これと同額を貸借対照表上のデリバティブ取引勘定に計上しております。

顧客から外国為替証拠金取引の証拠金として預託された金銭は、金融商品取引法第 43 条の 3 第 1 項の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」第 143 条第 1 項第 1 号に定める方法により分別管理しており、貸借対照表上の預託金に計上しております。

⑤関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

暗号資産の差入については差入保証暗号資産を計上しており、差し入れた暗号資産はすべて活発な市場が存在することから市場価格に基づく価額をもって貸借対照表に計上するとともに、帳簿価額との差額は暗号資産売買等損益として計上しております。

暗号資産の貸付及び借入についてはそれぞれ貸付暗号資産及び借入暗号資産を計上しており、貸し付けた暗号資産及び借り入れた暗号資産はすべて活発な市場が存在することから市場価格に基づく価額をもって貸借対照表に計上するとともに、帳簿価額との差額は暗号資産売買等損益として計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、これにより、計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の

「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 21 百万円

無形固定資産 562 百万円

当社の保有する上記固定資産のうち暗号資産事業に関する資産グループについて、継続して営業損失が計上される等の減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について検討を行いました。その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が当該資産グループの固定資産の帳簿価額を上回ると判断されたため、当事業年度において、固定資産の減損損失を認識しておりません。

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

イ. 算出方法

当社は、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位である暗号資産事業及び外国為替証拠金事業を資産のグルーピング単位としております。減損の兆候の判定においては、各資産グループの営業損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスの場合、経営環境が著しく悪化した場合等に減損の兆候があるものとしております。減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。その結果、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要と判断された場合は、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

ロ. 主要な仮定

将来キャッシュ・フローは、当社の取締役会にて決議された経営計画を基礎に見積りを行っており、主に事業の市場動向を考慮した新規顧客口座の獲得及び解約見込に基づく営業収益の成長を主要な仮定としております。

ハ. 翌会計年度の計算書類に与える影響

減損損失の認識及び測定にあたっては、当社の経営計画を基礎とした将来キャッシュ・フローの見積りにより行っております。当社の経営計画が前提としている事業の市場動向は変化が生じる可能性があり、不確実性を伴っております。前提とした事業の市場動向が大きく後退し、結果として将来キャッシュ・フローが減少した場合、翌事業年度において減損損失が発生する可能性があります。

5. 暗号資産に関する注記

(1) 暗号資産の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額
保有する暗号資産（預託者から預かっている暗号資産を除く）	15,882 百万円
預託者から預かっている暗号資産	157,146 百万円
合計	173,029 百万円

（注）保有する暗号資産には、貸借対照表上の「自己保有暗号資産」の他、「貸付暗号資産」及び「差入保証暗号資産」を含めております。

(2) 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び貸借対照表計上額

①活発な市場が存在する暗号資産

種類	保有数量（単位）	貸借対照表計上額
ビットコイン	666.401 BTC	3,998 百万円
イーサリアム	26,330.217 ETH	8,473 百万円
ビットコインキャッシュ	9,322.880 BCH	342 百万円
ライトコイン	19,865.611 LTC	206 百万円
リップル	12,565,335.857 XRP	1,095 百万円
ネム	448,592.351 XEM	2 百万円
ステラ	3,205,323.374 XLM	58 百万円
ベーシックアテンショントークン	1,093,115.247 BAT	39 百万円
オーエムジー	1,660.647 OMG	0 百万円
テゾス	286,992.408 XTZ	41 百万円
クアンタム	43,057.179 QTUM	22 百万円
エンジンコイン	385,811.379 ENJ	21 百万円
ポルカドット	604,865.453 DOT	709 百万円
コスモス	224,591.061 ATOM	340 百万円
モナコイン	148,448.398 MONA	8 百万円
シンボル	1,878,030.933 XYM	8 百万円
カルダノ	701,590.319 ADA	59 百万円
メイカー	119.371 MKR	29 百万円
ダイ	147,627.123 DAI	20 百万円
チェーンリンク	12,015.504 LINK	25 百万円
F C R コイン	65,146,055.000 FCR	19 百万円
ドージコイン	2,255,760.303 DOGE	28 百万円
ソラナ	8,225.986 SOL	121 百万円
フレア	60,382,630.861 FLR	151 百万円
アスター	1,962,446.331 ASTR	37 百万円
ファイルコイン	8,010.501 FIL	8 百万円
ザ・サンドボックス	82,890.716 SAND	6 百万円
チリーズ	458,081.823 CHZ	5 百万円

②活発な市場が存在しない暗号資産

重要性が乏しいため記載を省略しています。

6. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|------------------------|------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | |
| 器具備品 | 16 百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 89 百万円 |
| 短期金銭債務 | 11,857 百万円 |

7. 損益計算書に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | 198 百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 302 百万円 |

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|----------------------------------|----------|
| (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数に関する事項 | |
| 普通株式 | 31,617 株 |
- (2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はございません。
- (3) 配当に関する事項
- ①配当金支払額
該当事項はございません。
- ②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はございません。
- (4) 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数に関する事項
該当事項はございません。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は、繰越欠損金及び固定資産の減価償却超過額によるものです。なお、691 百万円を評価性引当額として控除しております。

また、当社は、当事業年度から、GMO フィナンシャルホールディングス株式会社を親会社とするグループ通算制度を適用しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従っております。

10. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、暗号資産の売買や店頭暗号資産証拠金取引及び店頭外国為替証拠金取引を提供しております。

暗号資産の売買においては、顧客との間で当社が取引の相手方となって取引を行うため、顧客の売り注文に対しては、当社は暗号資産のポジション（持ち高）が発生することとなり、顧客の買い注文に対する備えとして、暗号資産のポジションを一定水準維持する必要があります。

また、店頭暗号資産証拠金取引又は店頭外国為替証拠金取引においても、暗号資産の売買と同様に、顧客との間で当社が取引の相手方となって取引を行うため、取引の都度、当社は店頭暗号資産証拠金取引又は店頭外国為替証拠金取引に係るポジションが発生します。これらの取

引を提供するにあたってポジションを確保するため及びポジションの価格変動リスクを低減するため、カバー先暗号資産交換業者を含むカウンターパーティーとの間でカバー取引を行っていることから、十分な資金をカウンターパーティーに預け入れております。

なお、暗号資産取引に係る利用者からの預託金は、暗号資産交換業者の分別管理に関する規程に基づき、店頭暗号資産証拠金取引に係る利用者からの証拠金は、暗号資産関連店頭デリバティブ取引の分別管理に関する規程に基づき、また店頭外国為替証拠金取引に係る利用者からの証拠金は、通貨関連店頭デリバティブ取引等の分別管理に関する規程に基づき、それぞれ適正に管理しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

預金は、すべて普通預金であり、預け先の信用リスクを有しておりますが、預入の銀行はいずれも信用度の高い銀行であります。

預託金は、主として関連法令の要求に基づき顧客からの預り金を信託銀行に信託している預託金であり、信託銀行が破綻しても信託法によりその財産は保全されることになっております。

受入保証金は、店頭暗号資産証拠金取引及び店頭外国為替証拠金取引において、顧客が差し入れている証拠金であり、当該証拠金を超える損失が発生した場合に、顧客に対し超過損失分の金銭債権が生じることで、当該金銭債権について信用リスクを有しております。

預り金は、主として暗号資産売買取引による顧客からの預り金であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る運転資金であり、流動性リスクを有しております。

長期借入金（1年内返済予定含む）は、第一種金融商品取引業者として自己資本規制比率の維持等を図る目的としたもので、主に運転資金として活用されています。

顧客との間で行われる店頭暗号資産証拠金取引に係るポジションは、暗号資産を原資産としていることから、市場リスクを有しており、店頭外国為替証拠金取引に係るポジションは、為替変動等の市場リスクを有しております。

また、カウンターパーティーに対する預け金や差入保証金等の金銭債権について、カウンターパーティーの破綻等による信用リスクを有しております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

カウンターパーティー毎について一定の社内基準により選別し、定期的に信用状況等の変化を確認すること等により与信管理を行っております。また、店頭暗号資産証拠金取引及び店頭外国為替証拠金取引において顧客との間で発生しうる信用リスクについては、自動ロスカット制度を採用し、顧客の損失が受け入れている証拠金の範囲内に収まるようにすることにより、当該リスクの発生可能性を低減しております。

ロ. 資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

親会社との間で極度借入契約を結んでいる他、担当部署が手許流動性の維持を図ること等により流動性リスクを管理しております。

ハ. 市場リスク（市場価格の変動に係るリスク）の管理

顧客との間で発生する店頭暗号資産証拠金取引や店頭外国為替証拠金取引のポジションについては、他の顧客の反対売買取引と相殺する店内マリーや、顧客やカウンターパーティーとの取引の結果、余剰又は不足が生じ一定以上の市場リスクを生じている数量の把握やポジションの調整を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
デリバティブ取引	1,870	1,870	—

(注) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

なお、現金及び預金、預託金、預け金、差入保証金、未収入金、預り金、受入保証金、約定見返勘定、短期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む。）、未払金は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、店頭暗号資産証拠金取引及び店頭外国為替証拠金取引であります。店頭暗号資産証拠金取引の時価は、原資産が活発な市場が存在する暗号資産であることから、時価は事業年度末の市場価格により算定しております。また店頭外国為替証拠金取引の時価は、事業年度末の直物為替相場により算定しております。

店頭暗号資産証拠金取引及び店頭外国為替証拠金取引について、決算日における契約額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
店頭	暗号資産証拠金取引				
	売建	4,790	—	△239	△239
	買建	986	—	151	151
	外国為替証拠金取引				
	売建	29,882	—	254	254
	買建	27,087	—	1,704	1,704
	合計	—	—	1,870	1,870

1.1. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	GMOフィナンシャルホールディングス株式会社	(被所有) 直接 100.0	役員の兼任 役務の受入 資金の借入	資金の借入 (注1)	16,500	短期借入金	5,000
				資金の返済 (注1)	11,500		
				支払利息 (注1)	13	未払費用	1
				資金の借入・返済 (注2)	—	一年内返済予定の長期借入金	4,500
				支払利息 (注2)	215	未払費用	36

				システム業務委託等 (注3)	462	未払費用	45
親会社	GMOインターネット グループ株式会社	(被所有) 直接 - 間接 64.3	役員の兼任 役務の受入 資金の借入	資金の借 入・返済 (注2)	-	一年内返済 予定の長期 借入金	1,500
				支払利息 (注2)	72	未払費用	12

(注1) 親会社との間で極度貸付契約を締結しております。利率については、市場金利を勘案して決定しております。

(注2) 親会社との間で劣後タームローン契約を締結しております。利率については、市場金利を勘案して決定しております。

(注3) 当社のシステム開発・保守等を委託しております。取引金額についてはGMOフィナンシャルホールディングスより提示された金額を基礎として交渉の上、決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員が議決権の過半数を所有している会社	Fitech Source, Inc. (注1)	-	-	システム開発・保守 (注2)	537	未払費用	41

(注1) 当社役員が自己の計算において議決権の過半数を所有しております。

(注2) 当社のシステム開発・保守を委託しております。取引金額については Fitech Source, Inc. より提示された金額を基礎として交渉の上、決定しております。

1 2. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 337,735 円 63 銭
(2) 1株当たり当期純損失 12,399 円 32 銭

1 3. 企業結合等に関する注記

(1) 企業結合の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社 FX プライム byGMO

事業内容 金融商品取引業、商品先物取引業及びその付帯関連業務

② 企業結合日

2023年9月1日

③ 企業結合の法的形式

両社がそれぞれ GMO フィナンシャルホールディングス株式会社の完全子会社であり、共通支配下関係にあったことから、当社は FX プライム byGMO の株主に対し、合併対価を交付はせず、当社を吸収合併存続会社とし、同社を吸収消滅会社とする無対価による吸収合併方式によります。

④ 結合後企業の名称等

合併後の当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、資本金、事業内容及び決算期に変更はありません。

⑤その他取引の概要に関する事項

当社は、2023年5月23日開催の取締役会において、当社を存続会社とし、グループ会社であるFXプライムbyGMOを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で合併契約を締結しました。その後、2023年9月1日付で吸収合併を実施しております。

当社は、両社のノウハウ融合によるサービス品質と顧客満足度向上や、システム統合・人財配置の最適化によるシナジー効果を発揮し、グループ事業の一層の効率化及び経営基盤の強化が期待できることから、本合併を実施することといたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

1.4. 重要な後発事象に関する注記

(1) システム開発・運用・保守等事業の承継

当社は下記のとおり親会社のGMOフィナンシャルホールディングス株式会社との間で、2024年1月23日付で吸収分割契約を締結し、2024年3月1日付でシステム開発・運用・保守等事業（以下、「本事業」という。）を承継する会社分割（以下、「本会社分割」という。）を実施することとしております。

①本会社分割の目的

GMOフィナンシャルホールディングス株式会社では、子会社が提供する各システム開発・運用・保守等事業等を担うシステム部門を集約・統合することで、変化への機動的な対応力を強化するとともにグループ全体でのサービス価値の向上と経営の効率化を図っております。

当社においても、本事業をGMOフィナンシャルホールディングス株式会社に集約・統合させることでノウハウ共有による当社のサービス価値の向上やシステム開発の生産性向上、運用管理等の効率化を図り、さらなる事業成長を目指すことができることから会社分割により本事業を承継することといたしました。

②本会社分割の内容

イ. 本会社分割の日程

吸収分割契約の取締役会決議日	2024年1月23日
吸収分割契約の契約締結日	2024年1月23日
吸収分割の効力発生日	2024年3月1日（予定）

本会社分割は、GMOフィナンシャルホールディングス株式会社においては会社法第796条第2項の規定に基づく簡易吸収分割に該当し、当社においては会社法第784条第1項の規定に基づく略式吸収分割に該当するため、両社とも株主総会の決議を経ずに行います。

ロ. 本会社分割の方式

当社を吸収分割会社、GMOフィナンシャルホールディングス株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割です。

ハ. 本会社分割に係る割当ての内容

本会社分割に際して、株式の割当てその他対価の受取はありません。

ニ. 本会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

ホ. 本会社分割により増減する資本金

当社の資本金の増減はありません。

へ. 吸収分割会社が承継する権利義務

当社は、本会社分割に際して、当社と GMO フィナンシャルホールディングス株式会社の間で締結した吸収分割契約書の定める範囲において、本事業に関するソフトウェア、器具備品、前払費用等の資産、及び債務その他の権利義務を承継します。

ト. 吸収分割承継会社による債務履行の見込み

本会社分割において、当社は、吸収分割承継会社が負担すべき債務の履行の見込みに問題はないものと判断しております。

③本会社分割後の状況

本会社分割による当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期についての変更はありません。

④実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 2019 年 1 月 16 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 2019 年 1 月 16 日）に基づき、共通支配下の取引として処理することとしております。

事業報告

自 2023 年 1 月 1 日
至 2023 年 12 月 31 日

I. 株式会社の状況に関する重要な事項

事業の経過及びその成果

当社は、2016 年 10 月に設立し、2017 年 5 月より正式にサービスを開始いたしました。以降、スマートフォンアプリの提供、取引所サービスの開始等、サービスの継続的な改善に努めました。また、2020 年 5 月に第一種金融商品取引業者に登録されております。当事業年度は、前事業年度から継続した取り組みに加え、新規取扱銘柄として、アスター、ファイルコイン、ザ・サンドボックス、チリーズの 4 銘柄を追加、ステーキング取扱銘柄の拡充等に加え、2023 年 4 月には「外国為替証拠金取引」サービスの提供を開始し、より充実した取引環境の提供を行うほか、チャットやメールでのサポート体制や内部体制の一層の強化にも注力してまいりました。特にマネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の対策については、経営上の重要な課題として経営陣の積極的な関与の下、リスクに応じた取り組みを適切に行うこととしており、5 月には犯罪による収益の移転防止に関する法律等の改正を受け、トラベルルールへの対応を実施し、今後も継続して適切に対応することとしております。

さらに 9 月には持続的な成長の実現に向けて事業の一層の効率化及び経営基盤の強化を目的として、株式会社 FX プライム byGMO を吸収合併しております。

しかしながら、暗号資産市場においては、第 4 四半期から市況の回復傾向が見られるものの、第 3 四半期まで 2022 年からの厳しい市況を引き続き受けており、新たにサービスを開始した外国為替証拠金取引サービスについても堅調に推移しているものの初期投資の発生等もあり、当事業年度の営業収益は 3,544 百万円にとどまり、営業損失（△）は△106 百万円、経常損失（△）は△487 百万円となりました。

II. 業務の適正を確保するための体制

[決定内容]

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「文書管理規程」及びシステムリスクに関する規程等に定めるものとする。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクの管理に関する体制については、「リスク管理規程」に定めるものとし、システムリスクの管理に関する体制については、システムリスクに関する規程等に定めるものとする。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「組織・業務分掌規程」及び「決裁基準表」に従い、取締役に業務を分掌させることにより、その職務の執行が効率的に行われることを確保するものとする。

4. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制については、「内部管理態勢の具体的な方針」及び「コンプライアンスに係る基本的な方針等に関する規程」に定めるものとする。

5. 監査役の補助者に関する事項

(1) 監査役は、会社に対し、その職務を補助すべき使用人（以下「補助者」という。）を置くことを求めることができる。会社は、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができない。

(2) 会社は、監査役全員の同意がなければ、その補助者の異動又は懲戒をしてはならない。

(3) 監査役の指示の実効性を確保するため、監査役の補助者は、他の部署を兼務しないものとする。ただし、監査役全員の同意がある場合は、この限りでない。

6. 監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は、次に掲げる場合には、遅滞なく、必要な事項を監査役に報告するものとする。

- ①取締役が不正の行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるとき。
- ②法令若しくは定款に違反する事実又は著しく不当な事実があると認めるとき。
- ③監査役が報告を求めたとき。

(2) 会社は、前項の報告をしたことを理由として、当該報告をした者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

7. 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、「稟議規程」及び「決裁基準表」に従い、代表取締役又は取締役会の承認を受けて、会社に対し、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還を求めることができる。代表取締役及び取締役会は、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができない。

8. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、必要があると認めるときはその職務に関し、弁護士、公認会計士その他の専門家に相談することができる。

[運用状況の概要]

1. 取締役会の開催状況

当事業年度は取締役会を13回開催し、業務運営状況の報告や議案に関する審議を行いました。

2. 規程等の見直し

業務や内部体制の状況に合わせ、暗号資産管理のための規程類の改定のほか、外国為替証拠金取引サービスを適切に行うための規程類の整備を行いました。

III. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

IV. 親会社等との取引に関する事項

当社親会社であるGMOインターネットグループ株式会社及びGMOフィナンシャルホールディングス株式会社とは、主に役員の兼任、役務の受入れ及び資金の借入などの取引をおこなっております。

当社は、決裁基準表に関連当事者取引に関する事項を定めており、当決裁基準表に従い取引毎に適正性や妥当性を取締役会にて判断しております。

V. 会計監査人に関する事項

会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

以上

監査役の監査報告書（謄本）

監査報告書

2023年1月1日から2023年12月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役、内部監査室その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます

2024年2月19日

GMOコイン株式会社

監査役 山本 樹 (印)